

## 小美玉市に移住する方へ 最大50万円 移住促進住宅取得補助金をご活用ください

小美玉市に移住する方(転入者)の住宅取得費や取得した住宅の改修工事に対して補助金(加算額を含めた場合、最大50万円)を交付します。



### ■新築する・住宅を購入する場合

補助限度額	<p>▶新築する・新築住宅を購入する場合 30万円 (土地代を除いた購入経費の4%以内の額)</p> <p>▶中古住宅を購入する場合 20万円 (土地代を除いた購入経費の20%以内の額)</p> <p>▶加算額</p> <ul style="list-style-type: none"><li>補助対象者が45歳未満の場合、10万円加算</li><li>補助対象者の世帯に16歳未満の子を有する場合、10万円加算</li></ul>
必要書類	<ul style="list-style-type: none"><li>小美玉市移住促進住宅取得補助金交付申請書(様式第1号)</li><li>申請者の戸籍の附表の写し(過去5年間の住所地在証明できるもの)</li><li>申請時に住民登録をしていた自治体の市町村税の納税証明書</li><li>誓約書兼同意書(様式第2号)</li><li>住宅の取得契約書の写し</li><li>住宅敷地の売買契約書の写し</li><li>補助対象住宅の案内図</li></ul>

### ■購入補助を受けた中古住宅の改修工事をする場合

補助限度額	10万円(工事の20%以内の額)
必要書類	<ul style="list-style-type: none"><li>小美玉市移住促進住宅改修補助金交付申請書(様式第3号)</li><li>住宅改修工事に係る見積書の写し(施工業者は市内に事業所を有する業者であること)</li><li>補助対象住宅の平面図(住宅改修予定箇所を明示したもの)</li><li>住宅改修工事に着手する前の当該工事箇所の写真</li></ul>

### ■対象者・対象となる住宅

- 令和2年4月1日から令和5年3月31日までに対象住宅に居住開始し転入届を済ませることができる方
- 転入日、申請日のいずれか早い日から起算して過去5年以内に、小美玉市の住民基本台帳に記録されたことのない方
- 申請時に住民登録をしていた自治体の市町村税に滞納がない方
- 取得した住宅に5年を超えて居住しようとする方
- 令和2年4月1日以降に市内で取得契約をした住宅とし、令和5年3月31日までに所有権の保存または移転の登記が完了する住宅。完成日が令和2年4月1日以降の住宅で、居住されたことのないものは新築住宅として扱います。

※以下に該当する場合は補助対象となりません。

- 賃貸、販売などの営利を目的とする場合
- 住宅や敷地が贈与・相続したものである場合
- 市の他の補助制度を利用している場合
- 住宅や敷地が2親等以内の親族から賃借・購入したものである場合

### ■申込期間

6月1日(水)～30日(木) 必着

### ■申込方法

①交付申請書を下記窓口で受け取るか、市ホームページからダウンロードする。

②申請書類を下記へ持参・郵送ください。

[郵送先]

〒319-0192 茨城県小美玉市堅倉835  
都市整備課 建築係 宛て

### 問い合わせ

都市整備課 建築係

☎ 0299-48-1111 (内線 1413・1414)

市ホームページ

